

指定焼却ごみ袋に関する臨時措置の 延長について

昨今の中東情勢の影響から一部の販売店舗に一時的に品切れ状態が発生し、指定ごみ袋が入手困難でお困りの市民の皆様の状況を踏まえ、6月29日から8月28日までの2か月間、臨時措置を実施しました。その間、指定ごみ袋を増産し、供給量の安定化を図り、販売店舗の在庫状況も一定改善しておりますが、一部販売店舗で品薄状態がみられることから、今回に限り臨時措置を延長させていただきます。

引き続き、指定ごみ袋の安定供給に向け、取り組んでまいりますので、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

臨時措置期間 10/30（金）まで

**指定焼却ごみ袋が購入できない場合に
限り、市販の袋でのごみ出しが可能です。**

**※指定焼却ごみ袋が購入できる方は
そちらをご利用ください。**



現行の指定焼却ごみ袋

○使用できる袋

- ・無色透明または半透明の中身が見える袋
- ・サイズは15L～45Lまで
- ※袋に「焼却ごみ」と記入



×使用できない袋

- ・中身が見えない袋
- ・レジ袋、紙袋
- ・指定破碎ごみ袋
- ・他自治体の指定ごみ袋 等



- ・分別方法や氏名の記入などのルール、収集日等については変更ございません。
- ・本措置は、指定焼却ごみ袋が購入できない場合への臨時的なものとして実施します。不要な買ひだめは行わず、必要な量の購入にご協力をお願いします。
- ・その他詳しくは、右記のQRより市ホームページをご確認ください。

(守山市ホームページ：指定焼却ごみ袋に関する臨時措置について)



お問い合わせ先：守山市ごみ減量推進課 電話番号 077-584-4692